

第1 基本方針

豊かな心の育成を目指し、学校教育と社会教育・家庭教育との連携を図りながら基本的人権を尊重する教育を推進する。

1 人権尊重の精神に根ざした教育の充実

- (1) 人権に関する知識や人権感覚を身に付け、人権意識の高揚を図る。
- (2) 道徳教育の充実を図る。
- (3) 各学校の人権教育主任等、指導者の資質の向上に努める。

2 学校教育と社会教育・家庭教育の連携と啓発活動の充実

- (1) 諸機関（学校・社会教育関係団体・同和団体等）との連携を図りながら、地域の実態に即した啓発活動を推進する。

第2 学校教育における人権教育

1 施策

- (1) 各学校の教育課程における人権教育の位置付けを明確にし、組織的、計画的な指導が展開できるよう全体計画や年間指導計画等の充実に努める。
- (2) 児童生徒の実態に即した「直接的指導・間接的指導・常時指導」を進めることにより、人権尊重の意識の高揚と学力の向上及び進路指導の充実に努める。
- (3) 各学校における人権教育が円滑に推進され、家庭や地域社会との連携のもとに、より一層の効果を上げるために、保護者等への啓発活動の充実に努める。
- (4) 人権教育主任を中心として、自校の人権教育推進組織の活性化を図るとともに、教職員の人権意識の高揚及び資質向上に努める。

2 推進上の留意点

各学校においては、以下の点に留意して人権教育を推進する。

- (1) 人権教育全体計画及び年間指導計画を見直し、有機的に機能するよう改善する。
 - ア 人権教育の目標を設定し、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などにおける指導の関連性をもたせたり、体験活動・交流活動等を取り入れたりして、組織的、継続的な指導ができるようにする。
 - イ 「人権の尊重」「学力の向上」「自主的に活動できる児童生徒の育成」「様々な差

別への正しい認識」に重点をおいて、人権感覚を身に付けるための指導ができるようにする。

(2) 教育活動全体を通して、「直接的指導」、「間接的指導」、「常時指導」が相互に補完し合い、人権感覚を身に付けられるよう努める。

ア 「直接的指導」では、同和問題等にかかわる歴史的、社会的要因を正しく理解させ、差別を見抜く判断力や実践力を身に付けられるようにする。

イ 「間接的指導」では、教科等の学習で、人権教育と密接に関連をもつ内容を明確に押さえ、人間尊重の精神や科学的、合理的なものの見方などを育てるようにする。

ウ 「常時指導」では、日常の学級経営や生徒指導等において、相手の立場に立ってものごとを考え、行動できる心情や態度を育て、温かい思いやりのある人間関係を醸成する。

エ 人権の視点を重視した「授業づくり」、「人間関係づくり」、「環境づくり」の観点から、次のことに留意して日々の指導の充実に努める。

(ア) 一人一人の実態を把握し、指導のねらいや「人権教育で育てたい能力・態度」を明確にした授業を実践する。

(イ) 基礎的・基本的な内容を確実に身に付けるための指導を工夫する。

(ウ) 一人一人が主体的に参加できるように、自らの課題を追究する場を設けるとともに互いのよさを認め合ったり、励まし合ったりしながら、自己有用感を感じ取れるように働きかけを工夫する。

(エ) 「差別をしない、させない」「いじめは許さない」教育の徹底を図る。

a 心身に障害のある児童生徒への配慮をする。

b 学習の雰囲気明るく自由であるよう配慮する。

c どの児童生徒にも公平な態度で接する。

(オ) 不適切な言葉遣いや言い方を見過ごさないなど、言語環境を整えるとともに、掲示物などの教室環境にも配慮し、児童生徒が安心して過ごせる環境を整える。

(3) 群馬県人権教育充実指針などの人権教育啓発資料を活用したり、学校のたよりやWebページ等で人権教育にかかわる活動を紹介したりするなど、指導方法や啓発活動を工夫する。

(4) インターネット等による人権侵害、情報の収集・発信における責任や情報モラルについて理解を深めるための学習を充実させる。

(5) 人権教育主任等を中心として、全教職員が人権に関する重要課題について正しい理解と認識を深めることのできるように、研修計画を作成するなど研修の充実に努める。

る。

また、教職員が一体となった虐待防止への取組にも配慮し、早期発見・早期通告等の迅速な対応に努め、虐待の疑いがある場合も関係機関と連携して適切に対応する。

第3 社会教育・家庭教育における人権教育

1 施策

- (1) すべての市民を対象として、人権尊重、合理的・科学的な生活態度、社会的連帯意識等に関する課題を内容とした学習機会の提供に努める。
- (2) 中央公民館、地区公民館等において、市民の自主的・組織的な学習活動を促進する中で、日常生活に態度や行動として現れる豊かな人権感覚の育成に努める。
- (3) 実施にあたっては、学習者の実態、地域の実情、学習形態の特質等各種の条件に応じた学習方法を工夫するとともに、学校教育及び社会教育関係団体や関係行政機関との連携に努める。
- (4) 家庭教育における人権教育の取組では、関係機関との連携を図りながら、親に対して家庭教育を考える学習機会を提供し、保護者の人権感覚、人権意識の高揚に努める。

2 推進上の留意点

以下の留意点に配慮して実践を行う。

- (1) 人権教育推進体制の充実を図る。

人権教育推進協議会については、組織の機能が発揮されるよう地域に根ざした協議会とする。
- (2) 各種学級・講演会・研修会等の充実を図る。

さまざまな人権問題を解決するために、現実の課題や市民が必要とする学習内容等を積極的に取り上げるとともに、参加者主体の学習方法を工夫する。
- (3) 学校・社会教育関係団体、その他の機関等との連携を図る。

各種関係団体、関係機関等との連携を密にして、社会教育における人権教育の総合的推進に努める。
- (4) 人権教育指導者の養成と確保を図る。

社会教育主事、公民館主事、社会教育指導員等の指導力の向上を図るため、対象者に応じた教材の選定、テーマの設定、参加体験型の研修等の充実を図る。
- (5) 啓発活動の充実を図る。

ア 明るい家庭・地域社会づくり等との結び付きを図り、効果的な啓発活動を工夫

する。

イ 啓発活動の推進にあたっては、法令の周知や、差別の解消への取組が差別の再生産とならないよう留意する。

(6) 公民館における人権教育の充実を図る。

公民館で開催される各種の学級・講座等の人権問題を積極的・計画的に位置付け、生活の中で態度や行動に現れるような人権感覚を育成する。

(7) 社会教育における人権教育の学習計画作成と学習内容の精選を図る。

学習計画作成と学習内容については、群馬県人権教育充実指針を基本に、市民の意識や実態等に基づいて課題を把握し、地域の実情にあったものとする。

(8) 人権尊重の精神を生活の中で活かしていくために、すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図り、PTAの研修会等保護者の集まりを人権教育の場と捉え学校教育と連携し、親の人権感覚の育成に努める。